(三)　道路の区域

区間	後変更前	敷地の幅員	延長	備考
一幌野深まで内町七二番志下幌か町加ら字内北七海カ七道プ三雨オ七竜ッ番都原	前　A・B・C・D	一三・〇メートル　一三・五〇メートル　一三・〇メートル　一二・七メートル　九三・〇メートル	四・五キロメートル　四・三八五メートル　四・三八〇メートル	区にび上分表D記を示は、いす・る関B・う。数係C・地図の面及
	後　A・B・C・D	一三・〇メートル　一三・〇メートル　一二・七メートル	二・一〇八メートル　四・三八〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号	札幌市中央区北二条東二丁目五番二まで（ただし、関係から同市中央区表示する北一条東二丁目五番二まで（ただし、関係から同市中央区表示する北一条東二丁目五番二まで（ただし、関係から同市中央区表示する北一